

# 庁舎の使用調整により創出した 京都財務事務所跡地を一般競争入札により売却！

『京都第2地方合同庁舎』の使用調整を行い、近畿財務局京都財務事務所を移転(平成21年)させたことで生じていた同事務所跡地(5,102㎡)について、平成25年10月23日に売買契約を締結しました。

**旧近畿財務局京都財務事務所**

所在地: 京都市上京区河原町通  
荒神口下る上生洲町197-11

数量等: 敷地 5,102.26㎡  
建物 RC造 地上2階



平成25年度第2回一般競争入札において落札され、売買契約を締結しました。



1. 京都第2地方合同庁舎の使用状況を監査し、空きスペースを創出(約900㎡)

2. 近畿財務局京都財務事務所を京都第2地方合同庁舎へ移転・集約


3. 京都財務事務所跡地を売却(H25.10.23)

**京都第2地方合同庁舎**

所在地: 京都市左京区丸太町川端東入ル  
東丸太町34-12

数量等: 敷地 1,342㎡  
建物 RC造 地上5階 地下2階

入居官署等: **近畿財務局京都財務事務所**  
近畿地方整備局京都営繕事務所  
大阪入国管理局京都出張所  
大阪税関京都税関支署  
(株)KSAインターナショナル(←民間)



全国で初めて、合同庁舎の余剰床を公募の上、民間事業者に貸付けしています。

**〔国有地の売払いに関する架空話(うまい話)にご注意ください！！〕**

京都財務事務所の跡地は、鴨川沿いに位置し京都御所にも近く注目度の高い物件であったため、京都財務事務所が移転した直後から、「前金を支払えば優先的に購入できる権利を譲渡する」等の架空話が出回り、当局へも度々相談が入るといった事態となりました。

国有地の売払いについては、地方公共団体等へ随意契約で売却する場合を除き、原則一般競争入札による売却を行っており、個人や特定の民間企業に対し、直接随意契約で売り払うことは一切ありません。

また、売却する段階においては、必ず当局ホームページに情報を掲載しております。

今後も、国有地の取引に関する疑わしい話には十分ご注意ください、当局又は最寄りの警察署へご相談いただけますようお願いいたします。

近畿財務局では、国の機関が使用する庁舎等の使用状況を監査し、移転・集約化等により、空きスペースを創出しています。

このようにして、不要となった土地を売却すること等により、「地域活性化」や「国の財政収入」に貢献しています。

